第4回冬の下北半島「食の祭典」大盛況！

第四回冬の下北半島「食の祭典」は、プラザホテルむつを会場に、一月二十九日（土）・三十日（日）の両日、酷寒、吹雪の荒れ模様の天候にもかかわらず、入場者数八、二二四名を数え、大盛況でした。

地域の特色ある食、ご当地ラーメン・そば、郷土料理、新作料理（海軍コロッケ・海の幸カレー）、そば打ち実演及び特産等を扱う三〇余りの出店企業のそれぞれに足を止める買い物客や、黒石八郎とポチの横山ひできショー、津軽海峡海鳴り太鼓、お笑い、よさこいソーラン、バンドライブなどのステージショーに聞き入る大勢の観客の熱気で会場は溢れ、ひしめき合いの状況でした。

来場者へは、一日目が豆乳ヨーグルト、二日目が菜の花ドーナツ三個入りを、それぞれ先着一〇〇名の方にプレゼントされました。また、主催者からの目玉商品として、海鮮三色ミニ丼（三〇〇円）、大間マグロ鉄火巻きセット（五〇〇円）は、長蛇の列をなし、アッと言う間に完売となってしまいました。

今回は、資源エネルギー庁の後援を頂き、『エネルギー刑事スーさんが行く』のラジオ収録、カラーコンサルタント南涼子さんの講演会、テレビでお馴染みの森脇健児さんが下北風お好み焼きを作りながらのトークステージなど、盛り沢山の催し物でボリュームのある「食の祭典」でした。

本事業の実施に当たり、ご尽力頂きました関係各位には、主催者として心から感謝申し上げます。

今後におきましても、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

商工会議所報むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－4
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

第2回むつ走五酒ラリーに890人

去る二月五日（土）むつ商工会議所青年部（会長　南谷信廣）主催により、「第二回むつ走五酒ラリー」が「地域活性化の一助となれば」と開催された。昨年は、四〇〇名の参加者であったが、今年第二回は、実に昨年の倍以上の参加者があり、青年部は、大きな手応えを感じている。

午後五時受付。スタートの午後六時には、イベント広場が参加者で埋め尽くされ、身動きの取れない状況だった。花火を合図に八九〇人の参加者は、一斉に飲食店街へと姿を消し、早い人は、約四十分で五軒を廻りゴールした。中には、「二周目、いってきま～す。」と、ゴールしてから、また前売券をチェックカードに換える若者グループもいた。

青年部では、当初七〇〇名の参加者と予想し、参加店（チェックポイント）を募集し、四七店舗の商工会議所会員の飲食店及びむつ市料理飲食店組合員のお店を集めたが、予想に反して、前売券が開催日直前で、かなりの売れ行きを記録した。

このため、参加者や参加店には、ご迷惑をかけたものの、帰ってきた参加者からは、「楽しかった。」「また来年も参加します。」などと激励され、青年部員達は、安堵していた。

この日の飲食店街は、どの店も満員で、経済効果はかなりあったものと自負している。ただ、青年部の目的は、地域の活性化であり、この日だけの客入りではない。青年部では、これを今後の課題としている。

次回は、一〇〇〇人の参加者を目指し、大湊地区までのシャトルバスによる広域的な走五酒ラリーも考えている。今回は川内町・大畑町・東通村・六ヶ所村からの参加者もあり、チラシによる効果もさることながら、地域の方々に受け入れられたイベントとして、これからも永く続けていきたい。

「永年勤続従業員表彰式」及び「会員交流会」を開催します。

当商工会議所では、会員事業所の永年勤続従業員に対し、その功労を讃え表彰する「永年勤続表彰」と、会員が一堂に会して会員相互の情報交換と親睦を深めるための「会員交流会」を例年実施しております。

今年度も次のとおり開催いたしますので、時節柄ご多忙のこととは存じますが、多数ご出席くださいますようご案内申しあげます。

日　時　３月29日（火）

●永年勤続表彰式　午後５時

●会員交流会　午後５時40分

会　場　むつグランドホテル

★永年勤続従業員表彰

勤続年数が10年・15年・20年・25年・30年の方々を表彰いたしますので、対象となる従業員がいらっしゃいましたら、同封の「永年勤続従業員表彰要項」をご覧のうえ、ご検討くださいますようお願い申しあげます。

★会員交流会

会　　費　お一人様　３，０００円
申込方法　同封のチラシにてお申し込みください。
申込締切日　平成１７年３月２５日（金）

申込・問い合わせ：当所　振興課　TEL２２－２２８２　FAX２２－０１６７

平成十七年度新年会開催

一月二十日（木）午後六時、はねやホテルにおいてむつ商工会議所女性会平成十七年「新年会」を開催致しました。

今回初めて、金融機関に新年会開催のご案内をしたところ、下北信用金庫角本理事長をはじめとする多数の方々にご出席いただきました。

新年会では、会員による踊り、寸劇などがあり、終始笑い声が絶えず、最後には恒例となっている「おしまこ流し踊り」を来賓の方々も一緒になって踊り盛況のうちに終了いたしました。

－おみやげ・贈り物に最適！－
活ホタテを全国各地へ年中お届けします
東北・関東へ
大サイズ 12枚入
送料込 2,800円
※全国格安にて承ります。
好評受付中
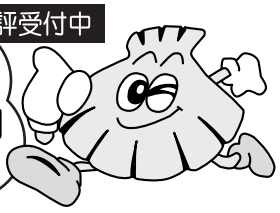
大湊ホタテセンター
TEL (0175) 24－2000
むつ市大湊新町８－４＜午前8:30～午後6:00まで営業＞

「生命共済制度」リニューアルから１年

２月１日現在、519事業所、2512口のご加入を頂いている生命共済制度（１口900円）。昨年４月に祝金制度（結婚・出産）を新設、まもなく１年を迎えます。

【祝金の支給実績】

	申請件数	支給額
結婚祝金	1	5,000円
出産祝金	4	25,000円

４月の県下統一キャンペーンでは、役職員と推進員が一体となって、共済制度の積極的なＰＲを図ります。

尚、加入方法や制度内容については振興課（22-2282）までお問い合わせ下さい。

＝中小企業相談所＜指導課＞からのお知らせ＝

平成16年分所得税・消費税に係る「決算・確定申告事務」について

平成16年度分の確定申告（個人事業者）が２月16日から始まっています。
この確定申告のための決算や事務手続きにおいて、当商工会議所では、下記のとおり指導期間を設けておりますので、ご利用の方はお申し込みくださいますようご案内いたします。

記

（１）指導期間

平成17年２月14日（月）～３月15日（火） ※消費税は、３月31日まで

平成１６年分　所得税の確定申告期間　H17/2/16～3/15
　　消費税の　〃　　H17/2/16～3/31（個人事業者）

※　税務署から送付されている「決算書（収支内訳書）・申告書」及び保険料等の控除証明書などをお忘れにならないようにご準備願います。

（２）手　数　料

決算・申告の内容、受付時期、会員の有無等で金額が異なりますのでお問い合わせください。

（３）受付、お問い合わせ

むつ商工会議所指導課　　TEL 0175-22-2283

・予約制となっております。

期間中は、大変混雑しますので、お早めにご連絡をお願いします。

知らないと損をする！税情報（むつ商工会議所指導課）

●平成十六年度改正事項のうち平成十七年分の所得税から適用される主なもの

①公的年金控除等の改正

雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢六五歳以上の者に対して上乗せされて適用される部分が廃止されましたが、最低控除額七〇万円については、年齢六五歳以上の者について五〇万円加算し、一二〇万円とする措置が講じられました。

改正前　六五歳以上　控除額一四〇万円
改正後　六五歳以上　控除額
七〇万円＋五〇万円＝一二〇万円

②老年者控除の廃止

老年者控除五〇万円（年齢六五歳以上、所得一、〇〇〇万円以下の方）について、平成十六年分をもって廃止されました。

改正前　控除額五〇万円
改正後　廃止

③青色申告特別控除の改正

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を六五万円に引き上げることとされました。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置四五万円の控除は、廃止されました。

改正前　・正規の簿記―特別控除額五五万円
　　・簡易な簿記―特別控除額四五万円
　　・貸借対照表なし―特別控除額一〇万円
改正後　・正規の簿記―特別控除額六五万円
・貸借対照表なし―特別控除額一〇万円

※詳しくはこちらをご参照ください。
・財務省ホームページ　http://www.mof.go.jp/
・国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp/

企業を守る共済制度　**県火災共済の総合火災共済**

○割安な掛金で支払は迅速です。
○剰余金は、利用分量配当として利用者に還元されます。

火災・落雷・破裂、爆発・風災、雪災・物体の落下、衝突・騒じょう、労働争議・水ぬれ・盗難・水災による共済金の他に臨時費用・残存物取り片付け費用等々の臨時費用見舞金がでます。

総合火災共済掛金－契約額100万円についての年間掛金は下記のとおりです。（単位：円）

目的＼構造	住宅物件（専用住宅・家財）			一般物件（店舗・事務所等）		
	鉄骨造	木造モルタル等	木造	鉄骨造	木造モルタル等	木造
建物	890	2,510	2,930	2,060	3,310	3,830
家財	1,030	2,800	3,220	2,160	3,500	4,020
設備・什器等	－	－	－	2,110	3,260	3,780
商品・製品等	－	－	－	2,010	3,120	3,640

※その他、鉄筋コンクリート造等の金額や詳細についてはむつ商工会議所・青森県火災共済（協）まで、お問い合わせ下さい。

その他、各種共済を取り扱っております。○中小企業共済の**自動車事故見舞金共済・生命傷害、労働災害補償共済制度**　○全済団の**自動車共済**（任意保険）

保証の範囲がぐーんとワイドに
青森県火災共済協同組合
青森県中小企業共済協同組合
全国商工共済振興事業団青森支所

申込・お問い合わせ
むつ商工会議所振興課　TEL22－2282
青森県火災共済（協）　TEL017－777－8111

経営好上塾 第11回

（けいえいこうじょうじゅく）

上には上が？

春の足音が聴こえる季節がすぐそこまで来ている。三月を迎えて、決算や申告等に追われている経営者の方々は、何かと落ち着かない日々をお過ごしのことと思う。

そこで、お忙しい経営者の方にちょっとしたお笑いを提供したい。小生が東京在住の際、友人に誘われて何度か東京の御徒町にある寄席に行ったことがあった。その時の演目に、古典落語で有名な「ねこの皿（別名：ねこの茶碗）」というものがあったのを思い出したのでご紹介したい。「笑う門には福来たる」少し笑って、福を呼んでみてはいかがでしょう。

（あらすじ）

とある道具屋が、掘り出し物を探して旅をしていた。なかなか掘り出し物の骨董品に出会わず疲れ果てた男は、とある茶店（ちゃみせ）で一休みをする。ふと茶店の中を見渡すと、「高麗の梅鉢」という売れば三百万円はくだらないという逸品のお皿が目に留まる。

何でこんな所に、こんな高価なお皿があるのだろうと思って真剣に見ていると、なんとそのお皿にはご飯粒がついているではないか。そして、その側で猫がアクビをしているものですから・・・、

旅の道具屋
「ははぁん、どうやら猫にこの皿で飯を食わせているようだ。そうすると、あの爺さん、この皿の値打が分かっていないんだなぁ。ようし、なんとか騙し取ってやろう。」と心の中で策を巡らせた。

旅の道具屋
「なあ爺さん、この猫くれねぇか。ただとは言わない。三万円で売ってくれ。」

茶店の主人
「そんな大金で！」

旅の道具屋
「いいんだよ。気に入ったから買うんだよ。」

茶店の主人
「どうも、この猫は幸せものでございますな。どうか、うんと可愛がってください。」

旅の道具屋
「あぁ、可愛がるよ。子供もいないし。ところで、この皿で猫に飯食わせていたのかい？」

茶店の主人
「えぇ、そうなんです。」

旅の道具屋
「猫は神経質だから皿が変わると食わないって言うし、ついでにこの皿も一緒にもらっていくぜ!!」

茶店の主人
「それは駄目です。高麗の梅鉢と言いまして、三百万円はくだらない高価なものですから・・・。」

旅の道具屋
「知っていたのか。それじゃあ、どうしてそんな高価な皿で猫に飯なんか食わせるんだい。」

茶店の主人
「へへへ、お客様、これでえさをやっていますとね、時々猫が高値で売れますんで。」お後がよろしいようで・・・。

「策士、策に溺れる」。なんと、策謀を巡らせたはずの旅の道具屋が、実は茶店の主人に乗せられてしまった。素直に交渉したら、また違った結果が出たかもしれないが、後の祭りですね・・・。

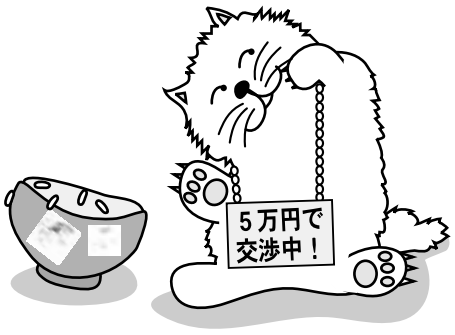

話は変わって、先日、ベンチャー企業が集結する「ベンチャーフェア」に行って来た。全国から選すぐりの約二百五十社が出展（ちなみに、青森県からは一社出展）。イベントの中で、六社のベンチャー企業が投資や連携先を求めるための公開プレゼンテーションを行うステージがあった。各社とも上場を目指しており、その事業内容も「モバイル放送局」「農産物の電子商取引」「携帯電話の販促活用」「血糖値抑制素材の研究・開発」「繊維製品への簡単プリント」「ダイオキシンの無害化」など、大企業顔負けの事業内容が揃っていた。

二〇〇四年版の中小企業白書では、「新しいビジネスを生み出し、新しいライフスタイルを生み出す。技術革新を主導し、経済の発展をもたらす。高齢者や女性の雇用の場を提供し、さらに新しい就労形態を生む。地域に密着したきめ細かい公共サービスを地域コミュニティに提供する。この数年の、経済の停滞の中にあっても様々な営みを行う中小企業の姿がある。」と言っている。

中小企業には、大企業より優れた柔軟性、スピード（意思決定）、対応性、多様性、可能性等を秘めている。茶店の主人のように、さりげなく人より一歩先を行く知恵と工夫が、今の時代を生き残るキーワードとなっている気がする。

―　終わり　―

記：山本

「企業の活性化を応援します！」
提供：下北地域中小企業支援センター

このシリーズは、今回で終了となります。
一年間のご愛読ありがとうございました。

◇仕事に関するあらゆる相談にのります。　◇まず、ジョブカフェあおもりをお訪ねください。

ジョブカフェ　あおもり

ジョブカフェあおもりは、
行政と地域の企業・学校などの幅広い連携・協力のもと
地域による主体的な取組として、主に学生・フリーターといった若年者に対して、
職業能力開発や職場体験機会の確保、創業支援に関する情報提供、
キャリアコンサルティング、就職支援サービスなどの
就職活動を支援します。

業務内容

○自分の悩みを聞いてほしい
専門のカウンセラーが相談にのります。

○どんな仕事に向いているか知りたい
パソコンを使い職業適性診断を行います。

○どんな仕事があるのか知りたい
青森県独自のワークわくあおもりＪｏｂネットや全国のしごと情報ネットを閲覧できます。

○将来の仕事について詳しく調べたい
職業紹介ビデオや図書を多数用意しています。

○社会人となった先輩の話を聞きたい
企業に出向き、社会人である先輩の仕事ぶりを取材する事業を実施します。

○希望する職場を体験してみたい
企業説明会、職場実習、職場体験事業を実施し、またインターンシップ協力企業を掘り起こします。

○カウンセラーを学校などに派遣してほしい
専門カウンセラーを学校・企業に派遣し、相談にのります。

○企業における人材育成のノウハウを知りたい
専門カウンセラーを企業に派遣し、人材の育成・活用についてコンサルティングを実施します。

○子供の就職がとても心配
高校生の保護者を対象にしたセミナーを開催します。

○進路指導のノウハウを知りたい
高等学校の進路指導を担当する先生を対象にセミナーを開催します。

○企業・地域が求めている人材を知りたい
企業・地域が求めている若年人材を調査し、産業マップや若年人材育成プランを作成します。

○重点産業分野の人材育成をしてほしい
観光・農業「1．5次産業」などの重点産業分野に対応した、若年人材を育成します。

○就職支援予備校を開設してほしい
社会人・職業人としての資質の向上を図るために、カウンセリングと一体となったセミナーを開設します。

○就職後のカウンセリングを実施してほしい
就職後、6ヶ月までのカウンセリングを実施します。

○青森市以外でも相談にのってほしい
テレビ会議システムで、むつ市、弘前市、八戸市において職業相談や情報提供を行います。

むつ市にキャリアカウンセラーがやってくる！

就職専門のカウンセラーが毎週金曜日に「ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ」へおじゃまします。
就職ミニセミナーの開催やカウンセリングをいたしますので、ぜひご利用ください。

●時間　16:00～18:00
●会場　むつ市勤労青少年ホーム
●料金　無料
●予約　カウンセリングは必要
　　セミナーは不要

３月のミニセミナー

◇求人票の見方…４日（金）
◇企業人事担当者向け相談日…１１日（金）
◇履歴書・経歴書の書き方…１８日（金）
◇面接対策…２５日（金）

青森県観光物産館アスパム３階
青森市安方一丁目１－４０　TEL017-731-1311　FAX017-731-1312
開館時間　１０：００～１９：００　（休館日は年末年始のみ）

LOOK!! LOOK!! 会員さん

No.53　宝介むつ店

下北初の本格とんこつラーメン

元祖ニラなんばんラーメン

お好みに合わせて、ニラなんばん、白菜なんばん
にんにくなどを入れてお召し上がり下さい

真っ赤な看板が目印

宝介むつ店

人気メニュー

ニラなんばんラーメン	650円
みそとんこつラーメン	650円
活力ラーメン	580円
煮豚めし	250円

お得なセットメニューもございます

祝！商工会議所報掲載記念
特別割引実施中
会報３月号持参のお客様
麺類100円引きにて
サービス致します。
期間　３月１日より31日まで

代表　小坂　整

宝介むつ店
むつ市緑町15-15
（下北駅前通、㈲佐々木薬局向い）
電話　23-0672
営業時間11：00～14：30
17：00～22：00
定休日　不定休
（ほとんど無休）

＊このコーナーに掲載ご希望の方は総務課までお申し込み下さい。（２２－２２８１）

金融便り

国民生活金融公庫貸付利率

◎ 普通貸付
基準利率　年 1.55％
（使い道、返済期間によって利率が異なります。）

◎ 小企業等経営改善貸付
（無担保・無保証人㊎制度）
年 1.25％

◎ 国の教育ローン
年 1.70％

平成17年２月25日現在

むつCCIガイド　平成17年３月イベントカレンダー

期　日	内　容	会　場	お問い合せ・お申込
２月１４日（月）～３月１５日（火）	確定申告・決算指導（予約必要）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ22-2283
３月２９日（火）	永年勤続従業員表彰式及び会員交流会	むつグランドホテル	振興課 ＴＥＬ22-2282

青森県労働局からのお知らせ　育児・介護休業法が変わります！

育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました。
改正のポイントは次のとおりです。（問い合わせ先　青森労働局雇用均等室　TEL０１７－７３４－４２１１）

改正事項	現　行	⇒	平成17年４月１日から
①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者（有期契約労働者）は対象外	⇒	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる**一定の範囲**の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
②育児休業期間の延長	子が１歳に達するまで	⇒	子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、**子が１歳６か月に達するまで**育児休業ができます。
③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族１人につき１回限り。期間は連続３か月まで	⇒	対象家族１人につき、**常時介護を必要とする状態に至るごとに１回の介護休業ができます。**期間は**通算して（のべ）93日まで**
④子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	⇒	小学校就学前の子を養育する労働者は、**１年に５日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できる**ようになります。

むつ会議所報に広告を載せませんか？

本会報は、会員のほか関係団体、行政及び県内商工会議所、商工会などに毎月1,600部を発行しています。

広告サイズ・料金

・縦6.5cm×横8.5cm　5,000円（紙面８分の１）
・縦6.5cm×横17cm　10,000円（紙面４分の１）

お問い合わせは、総務課まで22－2281